

米沢キャンパスにおける対応について（2021年4月2日～）

〇4月2日以降の基本的な活動レベル【2】

〇活動指針

業務項目		レベル	活動状態
教育活動		2	・原則、オンライン授業のみ可とする。 ・実験・実習、その他教育上必要な面接授業については、学部長・研究科長が認めた場合のみ、感染症対策を徹底した上で実施する。 ・入学試験等実施によるキャンパスへの立ち入り制限期間を除き、自宅で遠隔授業を受講するための環境が十分でない学生のための学習スペースを開放する。
研究活動	教員	1	・感染症対策を徹底した上で、実施する。
	学生	1	・感染症対策を徹底した上で、実施する。
教職員の出勤形態		2	・業務に支障のない範囲で必要に応じ職務命令権者（キャンパス長）が在宅勤務を認める。
会 議		2	・会議・打合せは、テレビ会議等のオンラインにより行うことを推奨し、やむを得ず複数人が同じ会議室等で会議・打合せを行う際は、感染症対策を徹底する。 ・秘匿性の高い情報を扱う場合については、原則、対面会議とする。
学生活動	受講等	2	・研究活動、TA・AA・RAの業務を行う場合及び自宅で遠隔授業を受講するための環境が十分でない学生に限り、許可された場所への立ち入りを認める。ただし、登校した場合でも大学滞在は必要最低限の時間とする。 ・図書館は本の貸出・返却等のみの利用とし、学習スペースとしての利用は認めない。
	課外活動	2	・接触を伴わない屋外の活動は可とする。 ・着替えなどの最低限の部室利用可とする。 ・感染対策が不十分又は本学の行動指針・注意喚起等に反する行為を行ったサークル等に対して、キャンパス長は直ちに活動停止の措置を取る。 なお、活動停止となったサークル等については、感染対策又は注意喚起を遵守できる体制が確認され次第、活動停止の措置を解除する。
学生支援		2	・学生生活の継続に必要な支援は継続するが、学生への対応は、原則電話又はメールにより行う。 ・学生寮は閉鎖しない。 ・学生相談は、原則としてオンライン、メール、電話等で行う。ただし、必要に応じて十分な感染症対策の上で対面での実施も可能とする。
行事等の実施・学内施設の外への開放等		2	・イベント（オープンキャンパス、就職ガイダンスなど）の開催は状況に応じて判断する。 ・各種イベントにおける懇親会、食事会等の会食（屋外も含む。）は禁止とする。 ・卒業式（入学式は中止）は、感染対策を徹底した上で、キャンパス内で実施する。 ・学内施設の一般への貸し出し及び開放は原則禁止。ただし、公的機関及び資格試験（英検など）を主催する団体への貸し出しは、感染対策を徹底した上で可とする。 ・屋内における行事は、収容率 5 0 %以内で実施する。 ・屋外における行事は、十分な間隔（できれば 2 m）を空けて実施する。
出張・移動（国内）		2	・緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の対象地域への出張は原則として行わないものとする。やむを得ない事情がある場合は、事前に申請し、許可を得るものとする。 ・感染拡大地域（自治体規定の警戒レベルで 5 段階中の 4 以上ないしは 4 段階中の 3 以上の地域）への不要不急の出張を自粛する。 ・上記地域との対応は、受入についても同様とする。 ・県外への移動（出張・私用を含む）はできるだけ自粛し、やむを得ず往来する場合は、感染対策を徹底した上で、行動履歴を記録する。必要に応じて、健康観察のための自宅待機期間（1週間程度）を設ける。
出張・移動等（外国）			新型コロナウイルス感染症（COVID-19）における山形大学の活動指針の「10. 出張・移動等（外国）」及び「11. 外国への留学」及び「12. 外国からの受入れ」に基づき、対象国・地域ごとに判断する。
外国への派遣			
外国からの受入れ			